最終更新日：2019年8月30日
ヤマシタヘルスケアホールディングス株式会社
代表取締役 執行役員 社長 山下　尚登
問合せ先：取締役 執行役員　伊藤　秀憲　ＴＥＬ：092-726-8200
証券コード：9265
http://www.yhchd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社グループは、企業価値の最大化に努め、株主利益の実現を図るとともに、高い倫理性が求められる医療に関わる企業として、あらゆる法令を遵守し、取引先である医療機関へ提供するサービスの品質、安全性を真摯に追求してまいりました。
当社におけるコーポレート・ガバナンスは、企業倫理の向上に取り組み、地域のヘルスケアに貢献する企業として健全な経営体制を構築することを目的としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４　議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】
当社におきましては、現在、全株主に占める機関投資家や海外投資家の比率が低いことから、議決権行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳等は行っておりません。今後、当該比率が上昇するなど、その必要性が高まったと判断される場合には、速やかに実施を検討してまいります。

【補充原則３－１－２　英語での情報開示・提供】
当社におきましては、現在、全株主に占める海外投資家の比率が低いことから、英語での情報開示・提供は行っておりません。今後、当該比率が上昇するなど、その必要性が高まったと判断される場合には、速やかに実施を検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４　政策保有株式】
投資目的以外の株式（政策保有株式）は、当社の資本コストに照らして保有の合理性が認められない場合には保有せず、現在保有している場合には残高を縮減することを基本方針といたします。保有の合理性判断基準は、①保有企業との中長期的な取引方針　②保有企業の業績動向　③個々の株式残高が当社総資産に対して軽微であるかどうか　としております。保有株式個々の保有の合理性については、上記判断基準に基づき原則年1回以上取締役会にて検討いたします。
また、同株式に係る議決権行使は、①保有企業が適切なガバナンス体制を持っているか　②保有継続が当該企業の中長期的な企業価値を高めることに繋がり、当社の経済的利益が増大するか　等を基軸に判断しております。これら当社が保有する銘柄の状況についてはすべて有価証券報告書にて開示しております。
なお、前期保有株式につきましては、取締役会にて保有する株式の合理性判断基準に照らし検証しております。
これら株式に係る議決権行使もまた、当社の判断基軸に基づき行使いたしました。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
取締役の競業取引については取締役会で、また利益相反取引については取締役会及び監査等委員会での事前の承認を要する他、取引後に報告を求めることとしております。また、取締役と関連当事者との取引については、毎年、調査票にて取引の有無および内容等について確認を行っております。

【原則２－６　企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】
当社は、コーポレートガバナンス・コードが想定している基金型・規約型の確定給付年金及び厚生年金基金を制度として導入していないため、企業年金のアセットオーナーとしての機能を発揮する局面はございません。
しかしながら、当社グループの主要事業会社である山下医科器械は、キャッシュバランス型の確定給付型企業年金制度を採用しており、企業年金積立金の管理および運用に関して、社外の資産管理運用機関等と契約を締結しております。同社は、資産の運用基本方針および運用指針等を策定し、その方針に従って資産の運用を委託するとともに、運用資産を定期的に時価により評価しております。また、これらの外部機関による運用実績等を適切にモニタリングするべく、企業年金の資産運用に精通した者が業務を担当しております。担当者は、各種セミナーに出席するなどして必要な業務知識を習得させております。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）当社は「地域のヘルスケアに貢献する」を経営理念に掲げ、医療・福祉・介護・在宅医療などの地域包括ケアを含む、患者様や人々のQOL（クオリティオブライフ＝生活の質）向上を目指しております。なお、中期経営計画については、当社ホームページに掲載しております。
（2）当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方については、本報告書１－１．「基本的な考え方」に記載のとおりであります。
（3）取締役の報酬は、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、業績、経営環境、職責、世間水準、従業員に対する処遇との整合性や、独立社外取締役が半数以上を占める指名・報酬委員会の提言を踏まえ、取締役会にて決定することとしております。
（4）取締役候補者の選解任にあたっては、人格、職歴、経験、知識等を総合的に考慮し、取締役会の構成に関する考え方を踏まえ、指名・報酬委員会による協議を経た上で、取締役会で決定しております。また、社外取締役については、社会的地位、経験および当社グループとの人的関係、取引関係その他の利害関係の有無等を考慮した上で、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができるという判断のもと選任もしくは解任いたします。
（5）取締役候補者の選任もしくは解任理由については、定時株主総会の招集通知に記載しております。
（第２回定時株主総会招集通知書　http://www.yhchd.co.jp/pdf.php?f=2nd kabunushisokaishoshugotsuchi.pdf）

【補充原則４－１－１　経営陣に対する委任の範囲】

当社の取締役会では、法令で定められた事項や当社グループの経営に関する重要事項についての意思決定を行っております。また、執行役員制度を導入しており、取締役会で決議された業務執行事項については、業務執行取締役や執行役員が迅速に対処しております。それ以外の営業、財務、組織、人事労務等経営全般に関する事項については、グループ経営会議あるいは業務執行取締役にその決定を委任し、その結果については取締役会への報告を求め、必要に応じて取締役会にて審議を行っております。
なお当社は、取締役会における意思決定の迅速化による経営の機動性向上を図るため、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨を定款に定めております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役の選任については、社会的地位、経験および当社グループとの人的関係、取引関係その他の利害関係の有無などを考慮した上で、当社の経営から独立した視点をもって職務の遂行ができる人材を選任しております。また、独立性の判断は、東京証券取引所が定める独立性基準に準じております。

【補充原則４－１１－１　取締役会全体のバランス、多様性および規模に関する考え方】
当社の取締役会は、業務執行取締役が4名、監査等委員は4名の規模で構成しております。また、監査等委員は全員独立社外取締役であります。なお、独立社外取締役は複数名選任することを基本的な考え方としております。業務執行取締役は、当社の取締役会規程に基づき、株主総会における決議を経て選任が行われております。

【補充原則４－１１－２　取締役の兼任の状況】
当社においては、現時点で社外取締役を含む取締役が他の上場会社役員を兼任している事例はございません。今後、社外取締役を含む取締役が他社で役員等を兼任する場合には、取締役会で承認を行い、その兼任状況は、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行ってまいります。

【補充原則４－１１－３　取締役会全体の実効性の分析・評価】
当社では、取締役会を毎月開催しております。取締役会規程に基づき、重要案件について適時・適切に議論、報告を行っており、社外取締役につきましても、それぞれの専門的見地から積極的に意見を述べるなど、その職責を適切に果たしております。
取締役会の運営にあたっては、議題の付議基準や資料の内容等に関する各取締役からの意見や要望に対して、事務局にて適宜対応、改善を図っており、適切な情報提供、円滑な議事運営に努めております。
また、社外取締役4名で構成される監査等委員会においては、取締役会やグループ経営会議をはじめ、各種会議における重要案件について、その問題点やリスク、意思決定プロセスの妥当性等について適宜協議を行い、取締役会にて意見を述べるなど、取締役会の監督機能の強化、議論の実効性向上を図っております。
なお、前期は取締役会を毎月1回以上（計20回）開催し、社外取締役を含む全役員の出席状況は95%となっております。

【補充原則４－１４－２　取締役のトレーニングの方針】
取締役に対しては、当社の事業や財務、組織、業界動向等について、適宜、各担当部署より説明等を行っております。また、必要に応じ、外部のセミナーや研修会等にも参加してもらうなど、取締役として必要な知識等を習得する機会を設けております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
(1) 株主との対話は、経営管理部が統括し、必要に応じて社長とも協議を行いながら、対話方法について検討を行っております。
(2) 株主との対話にあたっては、経営管理部が中心となり、必要に応じて経営企画室等の関係部署の協力を得ながら対応を行っております。
(3) 当社は、事業内容、業績、戦略等について、株主の理解を深めるべく、適宜、決算説明会や個人投資家向け会社説明会を実施しております。
(4) 株主からの意見やアンケートの結果等については、適宜、社長あるいは取締役会に対して報告した上で、対応の検討を行っております。
(5) 株主との対話にあたっては、重要情報管理規程に従い、インサイダー情報を適切に管理しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
山下　尚登	348,400	13.65
株式会社ミック	272,952	10.69
山下　弘高	130,000	5.09
ヤマシタヘルスケアホールディングス社員持株会	105,232	4.12
山下　耕一	93,900	3.68
株式会社親和銀行	48,000	1.88
株式会社光通信	47,533	1.86
山下　浩	43,000	1.68
内藤　征吾	38,900	1.52
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	36,200	1.42

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	4 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松尾　正剛	他の会社の出身者								△			
古閑　慎一郎	他の会社の出身者								△			
山下　俊夫	弁護士											
斧田　みどり	公認会計士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松尾　正剛	○	○	平成19年まで当社と取引関係にある株式会社親和銀行の常務取締役でありましたが、当社は同行との金融取引に依存しておらず、同行が当社の意思決定に影響を及ぼすものではありません。	長年の銀行業務ならびに経営者としての豊富な経験により培われた企業経営に対する高い見識と監督能力を当社の経営に反映していただくため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断できることから、独立役員として指定しております。

古閑　慎一郎	○	○	当社子会社の山下医科器械㈱の取引先であった株式会社ビジネスコンサルタントの出身であります。山下医科器械㈱は過去、同社に対して人材育成に関するコンサルティングの委託実績がありましたが、同社事業における主要な取引ではなく、その金額は僅少であります。	経営コンサルタントとして長年培われた企業経営に関わる専門的な知見と豊富な経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断できることから、独立役員として指定しております。
山下　俊夫	○	○	―――	弁護士として培われた豊富な経験と専門的見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役（監査等委員）として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断できることから、独立役員として指定しております。
斧田　みどり	○	○	―――	公認会計士、税理士として培われた豊富な経験と専門的知識を有していること、また公認会計士事務所の代表として経営者としての豊富な経験と見識を有していることを踏まえ、社外取締役（監査等委員）として選任しております。 また、東京証券取引所が定める独立役員の独立性基準に該当せず、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断できることから、独立役員として指定しております。尚、斧田みどり氏につきましては、職務上使用している氏名を表記しておりますが、戸籍上の氏名は児玉みどり氏であります。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	4	1	0	4	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、監査室と連携し、内部統制システムを利用した監査を実施することから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部牽制機能をつかさどる機関として、監査等委員会直轄の監査室を置き、担当人員2名により内部監査を行っております。監査等委員会は、監査室から監査結果の報告を受けるとともに、監査室スタッフとの会合を設けるなど、連携を図っております。
また、監査等委員会は、会計監査人と緊密な連携体制をとり、会計監査人から年度の「監査方針・監査計画」について報告を受けるとともに、監査の方法および結果、監査意見について報告を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）

指名委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	1	4	0	0	その他
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名･報酬委員会	5	0	1	4	0	0	その他

補足説明

当社では、取締役の指名や解任及び報酬等に関する手続きの公正性･透明性･客観性を強化し、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会の諮問機関として指名･報酬委員会を設置しております。指名･報酬委員会の委員長は、指名･報酬委員会の決議により委員の中から選定するものとし、議長は委員長がこれに当るものとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項

当社が定める独立役員の独立性判断基準については、本報告書コーポレートガバナンス･コードの各原則に基づく開示の「原則4－9」をご参照ください。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

当社の監査等委員を除く取締役の報酬体系は、定額報酬および業績連動報酬から成ります。
この業績連動報酬の支給基準は、連結売上高営業利益率1.0%超（2019年8月現在）とし、この支給基準率を超過した場合のみ、連結営業利益に対し役職別の比率を乗じて算出した額を支給するものとしております。
なお、これら報酬は2018年8月開催 株主総会にて授権された報酬の枠内での実施としております。
また、自社株報酬といったインセンティブは設定しておりません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書においては「コーポレート･ガバナンスの状況」に、事業報告においては「会社役員に関する事項」に、取締役の人数とその支給報酬等の総額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の監査等委員を除く取締役の報酬体系は、定額報酬および業績連動報酬から成ります。
定額報酬は、業績、経営環境、職責、役員報酬の世間水準、従業員に対する処遇との整合性を踏まえ、独立社外取締役が半数以上を占める指名･報酬委員会の提言により、取締役会で決定しております。
また、業績連動報酬の支給基準は連結売上高営業利益率　1.0%超（2019年8月現在）とし、支給基準率を超過した場合のみ、連結営業利益に対し役職毎の比率を乗じて算出した額を支給するものとしております。
なお、これら報酬は2018年8月開催 株主総会にて授権された報酬の枠内での実施としております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役に対しては、経営企画室が事務局としてサポートを行っており、経営企画室長が取締役会議案の事前説明等を実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

1．取締役会

当社の取締役会は、業務執行を行う取締役4名と監査等委員である取締役4名の合計8名で構成されております。毎月1回の定時取締役会および必要に応じて開催される臨時取締役会において、法令で定められた事項や経営に関する重要事項について意思決定するとともに、各業務執行取締役の業務執行状況を監督いたします。なお、取締役会では、審議時間を十分確保し、充実した議論が行われるよう努めております。

2．監査等委員会

監査等委員会は監査等委員である取締役4名で構成されており、いずれも社外より招聘しております。取締役会が各取締役に委任した重要な業務の執行状況を監督するとともに、監査室の監査結果についての報告を受け、評価を行い、監査意見の形成をいたします。
また、監査等委員会は、会計監査人と緊密な連携体制をとり、年度毎に「監査方針・監査計画」について会計監査人から報告を受けるとともに、会計監査人の監査の方法及び結果、監査意見について報告を受けております。

3．グループ経営会議

グループ経営会議は、当社社長を議長とし、各子会社の社長をはじめとする主要な役員により構成されます。必要に応じ適宜開催し、グループ全体の業務執行および経営管理に関する事項等を審議し、意思決定の迅速化、効率化を図ります。

4．会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、金融商品取引法第193条の2第1項に基づく財務諸表監査を受けております。また、会社法第436条第2項第1号に基づき、会計監査人として契約しております。

5．指名・報酬委員会

任意の諮問委員会である指名・報酬委員会は、代表取締役および全独立社外取締役で構成されます。年2回定期開催し、取締役会の諮問を受け審議を行い、取締役会に対して提言を行います。諮問内容は、取締役及び代表取締役の選解任に関する事項、取締役（監査等委員を除く）の報酬等に関する事項、取締役（監査等委員）の報酬限度額（株主総会決議事項）に関する事項、後継者計画（育成を含む）に関する事項、その他経営上の重要事項で取締役会が必要と認めた事項としております。

6．執行役員会議

執行役員会議は、当社社長を含む執行役員3名で構成されます。社長を議長として月1回開催し、グループ全体の業務執行および経営管理に関する事項等について情報共有を行い、業務の効率化を図ります。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会および監査等委員会を設置し、取締役会での議決権を有する監査等委員が経営の意思決定に関わることにより、取締役会の監督機能を強化することができ、コーポレート・ガバナンスを更に充実させるとともに、経営の効率化を図ることが可能であると判断しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の18日前に招集通知を発送しております。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会が株主との対話の場であるとの認識、及び株主利益保護の観点から、適切な日程を設定するように努めております。
その他	招集通知発送の3日前に当社のホームページに招集通知等の株主総会案内を掲載し、株主への情報提供を行っております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	決算情報を含む適時開示資料をもとに、機関投資家向け説明会を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算情報を含む適時開示資料、ビジネスレポート（事業報告書）、株主総会招集通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営管理部および経営企画室を担当部署とし、会社情報の適切な開示に取り組んでおります。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、ステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けて、経営理念「地域のヘルスケアに貢献する」を、当社の価値基準及び行動規範として定めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業価値の最大化に努めて株主利益の実現を図るとともに、企業倫理の向上に取り組み、地域のヘルスケアに貢献する企業として健全な経営体制を構築することを基本理念としております。かかる基本理念の下、当社は以下のとおり「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、内部統制に関する社内体制の構築に取り組んでおります。

1．当社および当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、法令および定款の制定・改廃、経営環境の動向、社会情勢の動向に応じて、適宜、当社グループの役職員に対して必要な教育・訓練を実施する。
(2) 定款および社内規程・基準、指示文書等は、グループウェアを用い、容易に閲覧・確認できる状態を維持する。
(3) 当社は、当社グループの役職員に対し、年1回以上、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成、向上を図る。
(4) 内部監査室は、当社グループ全ての部署に対し、年1回以上、その日常活動の監査を実施し、これを当社社長および監査等委員会に報告する。
(5) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止および早期発見、是正をはかるため、「内部通報運用基準」に基づき、当社グループの全ての役職員が利用できる内部通報窓口を設置する。なお、通報者に対しては、当該通報をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。
(6) リスク管理委員会は、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題等について協議する。また、役職員に法令違反、社内規程違反行為があった場合は、原因究明、再発防止策の実施を推進する。
(7) 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、不当要求等の介入に対しては、「反社会的勢力対応基準」に基づき毅然とした態度で臨み、断固としてこれを排除する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
(1) 各種文書、帳票ならびに情報については「文書および情報管理規程」に基づき適切に作成、保存、管理する。
(2) 取締役の職務の執行に必要な文書について、取締役または監査等委員会から閲覧の要請があった場合には速やかに対応する。

3．当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1)「重要情報管理規程」に基づく「重要情報取扱手順」に従い、迅速かつ適切なリスク管理を行う。
(2) 当社取締役会あるいはグループ経営会議等において、当社グループ全体のリスクマネジメントに関する課題・対応策について検討する。

4．当社および当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 当社グループ各社の社長をはじめとする主要な役員を構成員とするグループ経営会議を設置し、当社社長の監督の下、グループ全体の業務執行および経営管理に関する事項等を審議し、意思決定の迅速化、効率化を図る。
(2) 取締役会は、経営方針や経営に係る重要事項およびグループ経営会議からの付議事項を審議する。
(3)「関係会社管理規程」に基づき、子会社の代表取締役に対し、四半期毎に営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社の取締役会での報告を義務づけ、必要に応じ、当社の取締役会にて審議を行う。

5．当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業運営に関する重要な事項について情報交換、協議するなど、子会社の統括的な管理を行うとともに、その会計状況を定期的に監督する。
(2) 監査室は子会社に対する監査結果等について、定期的に当社社長および監査等委員会に報告する。

6．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項
監査等委員会がその職務を補助すべき取締役および使用人を設置することを求めた場合、取締役会は速やかに人事的対応をはかる。

7．監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性ならびに当該取締役および使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
(1) 監査等委員会の職務を補助する使用人の任命・異動・人事考課については、監査等委員会の同意を要する。
(2) 当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人に対し、会社の業務執行をさせず、監査等委員会の指揮命令に従わせるものとする。

8．当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および使用人ならびに当社子会社の取締役等および使用人等が当社の監査等委員会に報告をするための体制その他の当社の監査等委員会への報告に関する体制
(1) 当社グループの役職員は、「監査等委員会規程」および「監査等委員会監査等基準」に従い、監査等委員会が求める報告および情報提供を行う。
(2) 当社グループの役職員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに監査等委員会に報告する。
(3) 当社グループの役職員から内部通報窓口に通報があった場合は、速やかに監査等委員会に報告を行う体制とする。
(4) 監査等委員会に対して前各号の報告あるいは通報をした者に対しては、当該報告等をしたことを理由とする不利益な取り扱いを行わない。

9．監査等委員である取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
(1) 当社は、監査等委員会からその職務の執行について必要な費用の前払等の請求があった場合、速やかに当該費用または債務を処理する。
(2) 当社は、監査等委員会からの求めがある場合、監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用等について、毎年、一定額の予算を設ける。

10．その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査等委員である取締役は、取締役会のほか、グループ経営会議その他の重要な会議に出席し、意見を述べることができる。
(2) 監査等委員会は、半期に1回以上、取締役会において監査活動結果の報告を行う。
(3) 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役、監査法人または会計監査人、監査室と会合をもち、意見交換を行う。
(4) 監査等委員会から内部統制システムおよび監査体制の実効性に係わる意見があった場合、取締役会はその改善について審議し、その結果を監査等委員会に報告する。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、反社会的勢力の排除について、反社会的勢力に利益を供与することはもちろん、反社会的勢力と関わること自体、いかなる形であってもこれを認めず、当社役員および社員は、社会正義を貫徹し、顧客、市場、社会からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除することを基本姿勢としております。
当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、反社会的勢力への対応に関する統括部署を経営企画室とし、経営企画室長を統括責任者としております。また、「反社会的勢力対応基準」を定め、反社会的勢力に対する適切かつ厳格な対応ルールを社内に周知・徹底しております。さらに、福岡県企業防衛対策協議会に加入し、警察当局および福岡県内の上場企業各社とも常時連携を図りながら、反社会的勢力の動向等に関する情報収集に努めております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

⑴ 適時開示体制の基本的な考え方
当社は、会社情報を投資者へ適時適切に開示することは、健全な証券市場の根幹をなすものであり、株式公開企業として必要不可欠な責務であることを強く認識しております。当社は、適時開示を実施するため、金融商品取引法および東京証券取引所が定める適時開示規則等を遵守し、迅速かつ公平な会社情報の開示に努めてまいります。また、かかる方針について、全ての役職員に対して周知･徹底してまいります。

⑵ 適時開示業務を執行する体制
当社は、重要情報を適切に管理し、適時開示体制の整備と内部者取引を防止することを目的として、重要情報管理規程および重要情報取扱手順を定めております。重要情報管理規程により、経営企画室長を統括情報管理責任者と定め、情報開示担当部署がその職務にあたっております。また、各部門長およびグループ会社社長は、各部門内の内部情報を管理統制しております。

コーポレートガバナンス体制の模式図

